

令和3年4月20日

令和2年度財政援助団体等監査結果報告書

富谷市監査委員 眞山 巳千子

富谷市監査委員 浅野 武志

地方自治法第199条第7項及び富谷市監査基準第4条第1項第6号の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査の結果について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

第1 監査の対象

団体等に対する補助金交付事務を所管する全組織（企画政策課，防災安全課，市民協働課，生活環境課，長寿福祉課，地域福祉課，子育て支援課，健康推進課，産業観光課，農林振興課，教育総務課，学校教育課，生涯学習課）を対象とした。

第2 監査の着眼点及び実施内容

今回の監査は、補助金の目的とその必要性、効果、金額の妥当性等を主な着眼点に、当該補助事業の有効性、経済性、合規性等の観点から考察するものとし、団体等に対する補助事業を中心に実施した。実施にあたっては、事前に関係資料の提出を求め内容を精査するとともに、必要に応じて関係課長等から実施状況を聴取して行った。具体的な着眼項目は以下のとおり。

- (1) 補助金の交付要綱等は適正に整備されているか。
- (2) 補助金の決定は、法令、規則等に適合しているか。
- (3) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- (4) 補助金の額の算定、交付の方法、時期、手続き等は適正か。
- (5) 補助金の対象事業の内容、対象経費、使途の適正性及び効果等について、実績報告書等により実態が十分に確認されているか。
- (6) 補助金交付団体への指導、監督は適切に行われているか。
- (7) 補助金の交付目的、公平性、効果等から判断して、統合、廃止等の見直しを必要のあるものはないか。

第3 実施場所及び日程等

- (1) 実施場所 市役所3階監査委員室
- (2) 日程等
 - ・ 書類精査 令和3年2月4日（木），5日（金）
 - ・ 内容等聴取 令和3年2月26日（金）
 - ・ 関係課聴取 令和3年3月16日（火）：行政改革推進室，財政課，総務課

第4 監査の結果

今回の監査は試査によるものであり、全ての補助事業について精査できたわけではないが、事前に提出を求めた資料による確認、関係図書類の精査及び課長等から聴取を行った結果、監査対象とした補助事業については初期の目的に沿って執行されており、また、事務手続きについてもおおむね適正と認められた。

しかしながら、一部に事務手続等の不備が確認され、また、費用対効果において見直しが必要と思われる事業や要綱等の改正が必要な事案も確認された。個別については課長等に口頭で指摘し、注意、改善を促したところであるが、その概要を下記のとおり記述するので、それぞれ適切に対応されるよう望むものである。

一方で、本市では、平成30年9月に「補助金の適正化に関するガイドライン」を策定するとともに、「富谷市行政改革実施プラン」においても「補助金の適正化」を掲げ、現在、各種団体への補助金の適正な支出に向けて取り組まれているところである。今回の結果とともに、引き続き、ガイドラインに基づく補助金の適正化に向けた更なる取組を期待するものである。

記

1 費用対効果の検証と見直し

補助金の交付金額を上回る繰越金が発生している団体が散見された。当該補助事業については、当該事業の目的に照らし、その必要性と効果、交付金額の妥当性等について検証を要するとともに、見直しが必要であると思われる。

2 事務処理の不備等の改善

補助金交付事務において、前金払と概算払の運用に誤りが散見された。実務が要綱に相違して運用している場合の外、要綱の規定誤りも確認されたことから、区分の違いも含め、改めて適切な運用について周知徹底を図られたい。

3 実績報告書等の審査の適正化

実績報告書の審査が形式審査に留まっている状況がうかがえた。実績報告書により事業の内容や使途、効果等について実態が十分に確認されていないケースや提出期限を過ぎて処理されているケースも確認されたことから、審査事務の適正化とともに、団体に対する指導、監督にも留意されたい。

4 補助要綱の規定等の見直し

交付申請の提出期日については、「補助金等交付規則」にて、市長が別に定めると規定されているが、要綱等に規定されていないケースが散見される。また、補助事業の終期設定等については以前の監査で指摘し、「補助金の適正化に関するガイドライン」においても見直しのポイントに記されているところであるが、未だ設定に至っていない要綱が多数存在している。また、表記誤りも散見されたことから改めて再確認されるとともに、ガイドラインに基づき、早期に見直しに着手され、要綱の適正な整備に努められたい。